

第4章

地域支援事業の現状

第4章 地域支援事業の現状

1. 日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が住みなれた地域において安心して日常生活を営むことができるようにするための基盤となる圏域のことです。

本広域連合では、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件等を勘案し、構成町村（南部町、伯耆町、日吉津村）ごとに日常生活圏域を設定しています。

2. 地域包括支援センター

本広域連合では、構成町村ごとに地域包括支援センターを設置し、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員などの専門職を配置して、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント業務などを実施し、高齢者の総合的な支援を行っています。

地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業所として要支援者の介護予防サービス計画の作成も行っています。

地域包括支援センターの活動については、町村の保健業務と重なる部分もあるので、地域包括支援センターとしての住民の認知度・理解度が低いという指摘もあります。

また、各地域包括支援センター間の連絡調整、要支援者の介護予防サービス計画作成料の請求事務処理など、地域包括支援センターの支援を行うために、広域連合事務局内に事務センターを設置しています。

■ 地域包括支援センター業務の概要

①介護予防ケアマネジメント業務

- ・二次予防事業対象者に対するケアマネジメント
- ・要支援者に対するケアマネジメント など

②総合相談業務

- ・地域におけるネットワークの構築
- ・実態把握
- ・総合相談支援 など

③権利擁護業務

- ・成年後見制度の活用促進
- ・高齢者虐待への対応
- ・困難事例への対応
- ・消費者被害の防止 など

④包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・包括的・継続的なケア体制の構築
- ・介護支援専門員のネットワークの活用
- ・日常的個別指導・相談
- ・支援困難事例等への指導・助言

3. 介護予防事業

(1) 二次予防事業の実施状況

要支援、要介護になるおそれの高い人（二次予防事業対象者）を早期に発見し、心身の状態の改善や生活機能全体の維持・向上を通じ、活動的で生きがいある生活を送ることができるよう支援するための事業を実施しています。

二次予防事業の参加者数の国の目安は、高齢者人口の概ね5%程度となっていますが、

全国的に参加者が伸び悩んでいることから、国は平成22年8月に実施要綱を改正し、生活機能検査を省略して基本チェックリストのみで二次予防事業の対象者を決定できるようにして利用者の増加に努めました。このため、平成22年からは対象者数は大きく増えていますが、二次予防事業の参加者はほぼ横ばいでした。

二次予防事業の運動機能向上事業については、社会福祉協議会等に委託して実施しています。

事業に参加した人の改善率については、平成22年度では約80%と、第4期計画で定めた目標値50%を超える状況となっています。

■ 二次予防事業の実施状況の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1号被保険者数		7,900人	7,806人	7,817人
生活機能検査受診者	実人数	175人	112人	0人
二次予防事業対象者	実人数	173人	952人	1,354人
二次予防事業参加者	実人数	58人	55人	80人
	延利用回数	616回	630回	909回
	対高齢者割合	0.73%	0.70%	1.02%
	改善率	72.4%	80.0%	79.2%

※平成23年度は見込み

平成21年度、22年度の第1号被保険者数は、年度末時点。23年度は10月末時点

(2) 一次予防事業の実施状況

すべての高齢者を対象として、介護予防の意義や知識の普及啓発、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成、支援等を行うため、介護予防の普及啓発に関する事業を構成町村に委託して実施しています。

構成町村では、認知症予防教室、運動機能向上のための教室などのほか、認知症に関する相談会や講演会などが実施されています。

4. 包括的支援事業

包括的支援事業は、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務を一体として行う事業で、構成町村に設置した地域包括支援センターにおいて各種分野での専門的な支援を行っています。

また、各地域包括支援センターが連携した取り組みとして、権利擁護研修会、居宅介護支援事業所等の職員の研修会を実施しています。

5. 任意事業

(1) 介護給付適正化事業の実施状況

利用者に対する適切な介護サービスの確保と不適切な給付の削減を図るために、介護給付適正化事業として、認定調査の適正化、ケアプラン点検、住宅改修の現地確認、給付実績の医療情報との突合及び縦覧点検、給付費通知の発送などの事業を実施しています。

認定調査の適正化としては、新規・区分変更調査の直営実施、施設入所者の更新認定調査の直営実施のほか、居宅介護支援事業所に委託した調査についても内容の点検を行っています。

給付実績の医療情報との突合及び縦覧点検については、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システム及び介護給付適正化支援システムを活用し毎月点検を実施し、疑義の生じるものについては、事業者に照会を行っています。

(2) 認知症高齢者見守り事業の実施状況

認知症に対する正しい知識の普及・啓発を行い、理解を深めてもらうために、キャラバン・メイトに対する研修や認知症サポーター養成、認知症予防講演会を実施しています。

■ 認知症サポーター養成研修の実施状況の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	4回	12回	1回
延参加者数	53人	306人	39人

※平成23年度は10月末時点

■ キャラバン・メイト、認知症サポーター数の状況

	人数	総人口に占める割合	1人当たり担当高齢者数
キャラバン・メイト	131人	2.2%	13.1人
認知症サポーター	467人		

※平成23年3月31日現在

(3) 介護相談員派遣事業の実施状況

介護サービス事業所に介護相談員を派遣して、介護サービスの利用者や、家族などの相談に応じ、不安や不満の解消を図るとともに、介護サービスの質的な向上を図ることを目的としています。

介護相談員は16人で、管内の介護サービス事業所に月1回訪問しています。また、情報交換や連携を図るための連絡会や事業所との意見交換会を実施しています。

6. 地域支援事業の費用の推移

介護予防事業のうち二次予防事業が平成22年度に減少していますが、これは、平成22年8月に実施要綱が改正され、事業実施において生活機能検査を省略できるようになったため、検査費用が減少したことによるものです。

介護予防事業のうち一次予防事業は、一定額を構成町村に委託料として支出して町村の実施する予防事業を支援しています。

任意事業の平成22年度の増加分は、介護給付適正化支援システムの導入を行ったことによるものです。

なお、地域包括支援センターの職員人件費は、保険料への影響等を考慮して構成町村の一般財源により対応しています。

■ 地域支援事業の費用の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防事業	6,546,386円	6,225,644円	6,761,345円
二次予防事業	3,046,386円	2,725,644円	3,261,345円
一次予防事業	3,500,000円	3,500,000円	3,500,000円
包括的支援事業	451,469円	376,034円	305,129円
任意事業	1,939,243円	4,156,215円	2,181,681円
合 計	8,937,098円	10,757,893円	9,248,155円

※平成23年度は見込み